

台湾向け生果実検疫実施要領（平成 18 年 2 月 7 日 17 消安第 11342 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
（生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録） 第 3 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録は、以下により行うものとする。 1 生産園地の<u>取りまとめ</u>及び登録 生産園地は、毎年、都道府県が定める日までに選果こん包施設の責任者が取りまとめて<u>当該選果こん包施設の所在する</u>都道府県に提出し、都道府県が登録するものとする。生産園地の登録内容は、住所、生産者氏名、品目等の生産園地情報とする。<u>また、都道府県は、植物防疫所長（横浜、名古屋、神戸及び門司植物防疫所長、那覇植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下「植物防疫所長等」という。）から登録した生産園地リストの提出を求められた場合、当該リストを提出するものとする。</u> <u>なお、登録する生産園地は、以下の要件を満たすものとし、都道府県は登録に際して、防除記録等により確認するものとする。</u> <u>（１）生産園地は選果こん包施設と同一の都道府県内に所在するものに限ること。</u> <u>（２）都道府県の機関や生産者団体等が防除暦及び病虫害防除所等が提供する発生予察情報等に基づき防除指導を行い、これに従ってモモシクイガに対する防除が行われること。</u> <u>（３）（２）の防除状況が記録され、保管されること。</u> 2 選果こん包施設の登録申請 （１）（略） （２）<u>（１）の提出を受けた都道府県は、毎年、当該選果こん包施設から 1 の生産園地の登録が行われていることを確認し、もも及びすももの選果こん包を行う施設については、3 月 20 日又は輸出開始予定日の 40 日前の日のいずれか早い日までに、なし及びりんごの選果こん包を行う施設については、6 月 20 日又は輸出開始予定日の 40 日前の日のいずれか早い日までに、台湾向け生果実選果こん包施設登録申請一覧表（第 2 号様式）を作成し、当該都道府県を管轄する植物防疫所長等に提出するものとする。</u> （３）（略） 3 選果技術員の登録 選果こん包施設の責任者は、モモシクイガを含む病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。 2 の（２）の第 2 号様式の提出を受けた植物防疫所長等は、選果技術員に対し、モモシクイガ等の病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。 4 選果こん包施設の登録及び公表 （１）2 の（２）の第 2 号様式の提出を受けた植物防疫所長等は、選果技術員の識別研修を修了し、以下に掲げる要件を備え、第 4 に基づく選果こん包を行う選果こん包施設	（生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録） 第 3 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録は、以下により行うものとする。 1 生産園地の<u>とりまとめ</u>及び登録 生産園地は、毎年、都道府県が定める日までに選果こん包施設の責任者が取りまとめて都道府県に提出し、都道府県が登録するものとする。生産園地の登録内容は、住所、生産者氏名、品目等の生産園地情報とする。 生産園地は、以下の要件を満たすものとし、防除記録等により確認するものとする。 <u>（１）都道府県の機関や生産者団体等が作成する防除暦及び病虫害防除所が行う発生予察に基づく指導に従ってモモシクイガに対する防除が行われること。</u> <u>（２）（１）の防除状況が記録され、保管されること。</u> 2 選果こん包施設の登録申請 （１）（略） （２）<u>前項の提出を受けた都道府県は、毎年、当該選果こん包施設から 1 の生産園地の登録が行われていることを確認し、もも及びすももの選果こん包を行う施設については、3 月 20 日又は輸出日の 40 日前の日のいずれか早い日までに、なし及びりんごの選果こん包を行う施設については 6 月 20 日又は輸出日の 40 日前の日のいずれか早い日までに、台湾向け生果実選果こん包施設登録申請一覧表（第 2 号様式）により都道府県を管轄する植物防疫所長（横浜、名古屋、神戸及び門司植物防疫所長、那覇植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下「植物防疫所長等」という。）に提出するものとする。</u> （３）（略） 3 選果技術員の登録 選果こん包施設には、モモシクイガを含む病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。 2 の（２）の第 2 号様式の提出を受けた植物防疫所長等は、選果技術員に対し、モモシクイガ等の病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。 4 選果こん包施設の登録及び公表 （１）2 の（２）の第 2 号様式の提出を受けた植物防疫所長等は、選果技術員の識別研修を修了し、以下に掲げる要件を備え、第 4 に基づく選果こん包を行う選果こん包施設

を台湾向け生果実の選果こん包施設として登録するものとする。 <u>なお、登録に際し、必要に応じて植物防疫所長等はその要件を満たしているか確認するものとする。</u> ア <u>4月1日から10月31日までの期間</u>、選果こん包前に生果実の保管を行う場合は、モモシクイガの侵入を防止できる施設に保管できること。 イ (略) ウ 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖<u>又は</u>防虫網等による被覆によりモモシクイガの侵入を防止できること。 (2) <u>(1)</u>で登録を行った植物防疫所長等は、登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。また、植物防疫所長<u>（横浜、名古屋、神戸及び門司植物防疫所長並びに那覇植物防疫事務所長をいう。以下同じ。）</u>は、登録選果こん包施設の登録情報を台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧表（第3号様式）により、もも及びすももについては4月10日又は<u>輸出開始予定日</u>の20日前の日のいずれか早い日までに、なし及びりんごについては7月10日又は<u>輸出開始予定日</u>の20日前の日のいずれか早い日までに、<u>消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）</u>に報告するとともに、<u>植物防疫所ホームページに掲載</u>するものとする。	を台湾向け生果実の選果こん包施設として登録するものとする。 ア 選果こん包前に生果実の保管を行う場合は、モモシクイガの侵入を防止できる施設に保管できること。 イ (略) ウ 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖<u>または</u>防虫網等による被覆によりモモシクイガの侵入を防止できること。 (2) <u>前項</u>で登録を行った植物防疫所長等は、登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。また、植物防疫所長は、登録選果こん包施設の登録情報を台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧表（第3号様式）により、もも及びすももについては4月10日又は<u>輸出日</u>の20日前の日のいずれか早い日までに、なし及びりんごについては7月10日又は<u>輸出日</u>の20日前の日のいずれか早い日までに、<u>消費・安全局長</u>に報告するとともに、<u>電子情報として公表</u>するものとする。
（選果こん包等の実施） 第4 [略]	（選果こん包等の実施） 第4 [略]
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>4月1日から10月31日までの期間</u>、施設内の生果実の搬入口、選果レーン、こん包レーン及び生果実の保管場所に粘着式トラップを設置して調査を行い、その結果をトラップ等施設調査記録表（第4号様式）により記録すること。調査の結果、モモシクイガが発見された場合は施設内の消毒を行うこと。	3 施設内には、<u>少なくとも</u>生果実の搬入口、選果レーン、こん包レーン及び生果実の保管場所に粘着式トラップを設置して調査を行い、その結果をトラップ等施設調査記録表（第4号様式）により記録すること。調査の結果、モモシクイガが発見された場合は施設内の消毒を行うこと。
4 生果実のこん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器<u>（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）</u>を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、以下に掲げる病虫害再汚染防止措置を行うこと。 ア (略) イ <u>4月1日から10月31日までの期間</u>、海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いる。	4 生果実のこん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器を使用するよう<u>努めるものとするが</u>、非密閉式の容器を使用する場合には、以下に掲げる病虫害再汚染防止措置を行うこと。 ア (略) イ 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いる。
5 [略]	5 [略]
6 <u>4月1日から10月31日までの期間</u>、夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を<u>全て</u>閉鎖<u>又は</u>防虫網等で被覆し、モモシクイガの再汚染防止措置を講ずること。	6 夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を<u>すべて</u>閉鎖<u>または</u>防虫網等で被覆し、モモシクイガの再汚染防止措置を講ずること。
7 <u>4月1日から10月31日までの期間</u>、登録生産園地で生産された生果実と登録生産園地以外で生産された<u>生果実</u>のこん包を同時に行わないこと。また、登録生産園地で	7 登録生産園地で生産された生果実と登録生産園地以外で生産された<u>もの</u>のこん包を同時に行わないこと。また、登録生産園地で生産された生果実の保管に当たっては、他の生

生産された生果実の保管に当たっては、他の生果実と隔離すること。	果実と隔離すること。
8 [略]	8 [略]
(選果こん包実施報告書の交付) 第5 登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第4に掲げる事項を<u>全て</u>満たして行われたと判断した場合には、台湾向け生果実選果こん包実施報告書(第6号様式。以下「実施報告書」という。)を2部(<u>輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用</u>)作成し、輸出者(選果こん包の実施依頼者を含む)に交付するものとする。	第5 登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第4に掲げる事項を<u>すべて</u>満たして行われたと判断した場合には、台湾向け生果実選果こん包実施報告書(第6号様式。以下「実施報告書」という。)を2部作成し、<u>1部を輸出者の保管用、1部を輸出検査申請書の添付用として輸出者</u>(選果こん包の実施依頼者を含む)に<u>対し</u>交付するものとする。
(台湾側検査官による査察) 第6 [略]	(台湾側検査官による査察) 第6 [略]
1 <u>植物防疫課長は、もも及びすももについては4月に、なし及びりんごについては7月に、台湾植物検疫当局に台湾側検査官の派遣を要請する</u>ものとする。	1 <u>6月にももとすもも、9月になしとりんごを対象に査察を行う</u>ものとする。
2 <u>植物防疫課長は、台湾側検査官の査察に関して、事前に登録選果こん包施設の責任者及び都道府県に対して日程等について通知を行うとともに、植物防疫所長に通知し植物防疫官を当該査察に同行させる</u>ものとする。	2 植物防疫官は、台湾側検査官の査察に関して、事前に登録選果こん包施設の責任者及び都道府県に対して日程等について通知を行うとともに、<u>当該査察に同行する</u>ものとする。
3 [略]	3 [略]
(輸出検査) 第7 輸出検査は、以下により実施するものとする。 1 輸出検査申請 輸出者は、植物等輸出検査申請書(<u>規則第14号様式</u>)に第5の実施報告書を添付して植物防疫官に検査申請を行うものとする	(輸出検査) 第7 輸出検査は、以下により実施するものとする。 1 輸出検査申請 輸出者は、<u>規則第14号様式</u>の植物等輸出検査申請書に第5の実施報告書を添付して植物防疫官に検査申請を行うものとする。
2 検査の実施 (1) [略] (2) 植物防疫官は、申請のあった生果実に対し、生産地(都道府県)、登録選果こん包施設、品目及び品種の同じものを1つの検査単位とし、5,000果以上の検査荷口については2%以上、5,000果未満の検査荷口については100果以上(<u>検査荷口が100果に満たない場合は全果</u>)について、3箱以上(3箱に満たない場合は全箱)から無作為に抽出し、以下に掲げる項目について検査を行うものとする。 ア モモシクイガ、ミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目及び<u>その他の台湾側の検疫対象病害虫の寄生が認められないこと。</u> イ 各<u>こん包の側面</u>に台湾向けの表示(第5号様式)が行われていること。 (3) 植物防疫官は、<u>4月1日から10月31日までの期間</u>、夜間に輸出検査を行う場合には、第4の6に掲げる措置と同等のモモシクイガの再汚染防止措置を講じた上で、検査を行うものとする。	2 検査の実施 (1) [略] (2) 植物防疫官は、<u>検査申請</u>のあった生果実に対し、生産地(都道府県)、登録選果こん包施設、品目及び品種の同じものを1つの検査単位とし、5,000果以上の検査荷口については2%以上、5,000果未満の検査荷口については最低100果について、3箱以上(3箱に満たない場合は全箱)から無作為に抽出し、以下に掲げる項目について検査を行うものとする。 ア モモシクイガ、ミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目及び台湾側の検疫対象病害虫の寄生が認められないこと。 イ 各<u>こん包</u>に台湾向けの表示(第5号様式)が行われていること。 (3) 植物防疫官は、夜間に輸出検査を行う場合には、第4の6に掲げる措置と同等のモモシクイガの再汚染防止措置を講じた上で、検査を行うものとする。
3 合格証明書の交付 植物防疫官は、前項の検査に合格した場合は、<u>下記の追記を行った合格証明書</u>(規則第18号様式<u>(ロ)</u>)を発行するものとする。	3 合格証明書の交付 植物防疫官は、前項の検査に合格した場合は、<u>規則第18号様式に下記の追記を行った植物検疫証明書</u>を発行するものとする。

This is, further, to certify that the fruits in this consignment were packaged at (登録選果こん包施設コードを記入) of packing house and have been thoroughly inspected on (輸出検査年月日を記入) and found to be free from <i>Carposina sasakii</i> and <i>Frankliniella occidentalis</i>. なお、輸出検査終了後、14日を経過しても輸出されなかった生果実については、再度輸出検査を行い、合格したものには新たな<u>合格</u>証明書を発行するものとする。	This is, further, to certify that the fruits in this consignment were packaged at (登録選果こん包施設コードを記入) of packing house and have been thoroughly inspected on (輸出検査年月日を記入) and found to be free from <i>Carposina sasakii</i> and <i>Frankliniella occidentalis</i>. なお、輸出検査終了後、14日を経過しても輸出されなかった生果実については、再度輸出検査を行い、合格したものには新たな<u>植物検疫</u>証明書を発行するものとする。
4 [略]	4 [略]
5 モモシクイガの発見時の対応 (1) 植物防疫官は、輸出検査時にモモシクイガを発見した場合には、当該検査荷口を不合格とし、再検査は認めないものとする。また、不合格となった荷口と同一の登録選果こん包施設で選果こん包された生果実の輸出検査を停止するものとする。 ただし、既に輸出検査が終了して<u>合格</u>証明書が交付された当該選果こん包施設の検査荷口であって、輸出検査後14日以内に船舶(航空機)に積載されるものについては、輸出が認められることを輸出者に通知するものとする。 (2) 輸出検査においてモモシクイガを発見した植物防疫官は、植物防疫所長等を通じて、輸出検査でモモシクイガが発見されたことを当該選果こん包施設の責任者及び当該施設を管轄する都道府県に通知するとともに、原因が究明され改善措置が講じられるまでの間、当該選果こん包施設の登録を取り消すことを通知するものとする。また、<u>植物防疫所長等は</u>、都道府県に対して、原因究明及び改善措置について報告を求めるとともに、<u>植物防疫課長</u>に報告するものとする。 (3) <u>(2)</u>の報告を受けた植物防疫所長等は、当該都道府県から前記の報告を受けた場合、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、当該選果こん包施設を再登録するとともに、その旨を植物防疫所長を通じて<u>植物防疫課長</u>に報告するものとする。	5 モモシクイガの発見時の対応 (1) 植物防疫官は、輸出検査時にモモシクイガを発見した場合には、当該検査荷口を不合格とし、再検査は認めないものとする。また、不合格となった荷口と同一の登録選果こん包施設で選果こん包された生果実の輸出検査を停止するものとする。 ただし、既に輸出検査が終了して<u>植物検疫</u>証明書が交付された当該選果こん包施設の検査荷口であって、輸出検査後14日以内に船舶(航空機)に積載されるものについては、輸出が認められることを輸出者に通知するものとする。 (2) 輸出検査においてモモシクイガを発見した植物防疫官は、植物防疫所長等を通じて、輸出検査でモモシクイガが発見されたことを当該選果こん包施設の責任者及び当該施設を管轄する都道府県に通知するとともに、原因が究明され改善措置が講じられるまでの間、当該選果こん包施設の登録を取り消すことを通知するものとする。また、都道府県に対して、原因究明及び改善措置について報告を求めるとともに、<u>消費・安全局長</u>に報告するものとする。 (3) <u>前項</u>の報告を受けた植物防疫所長等は、当該都道府県から前記の報告を受けた場合、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、当該選果こん包施設を再登録するとともに、その旨を植物防疫所長を通じて<u>消費・安全局長</u>に報告するものとする。
6 モモシクイガ以外の病虫害発見時の対応 植物防疫官は、輸出検査時にミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目及び<u>その他の</u>台湾側の検疫対象病虫害を発見した場合には、当該検査荷口のみを不合格とするものとする。	6 モモシクイガ以外の病虫害発見時の対応 植物防疫官は、輸出検査時にミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目及び台湾側の検疫対象病虫害(<u>モモシクイガを除く</u>)を発見した場合には、当該検査荷口のみを不合格とするものとする。
(台湾植物検疫当局の輸入検査でモモシクイガが発見された場合の対応) 第8 植物防疫所長等は、台湾植物検疫当局による輸入検査時において、モモシクイガの発見報告を受けた場合には、以下のとおり対応するものとする。 1 輸出年度において1回目の<u>発見</u>報告を受けた場合 (1) 植物防疫所長等は、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った登録選果こん包施設の責任者及び当該寄生果実が生産された都道府県に対して、当該寄生果実が生産された都道府県内の<u>全て</u>の生果実に対する<u>合格</u>証明書の発給を直ちに停止することを通知するとともに、既に<u>合格</u>証明書が交付された荷口については、台湾植物検疫当局からモモシクイガを発見した旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に船舶(航空機)に積載される場合に限り、輸出が認められることを併せて通知するものとする。また、通知を受けた都道府県は都道府県内の<u>全て</u>の登録選果こん包施設にその旨を通知するものとする。 (2) 植物防疫所長等は、前項の都道府県に対して、都道府県内の<u>全て</u>の登録選果こん包	(台湾植物検疫当局による輸入検査) 第8 植物防疫所長等は、台湾植物検疫当局による輸入検査時において、モモシクイガの発見報告を受けた場合には、以下のとおり対応するものとする。 1 輸出年度において1回目の報告を受けた場合 (1) 植物防疫所長等は、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った登録選果こん包施設の責任者及び当該寄生果実が生産された都道府県に対して、当該寄生果実が生産された都道府県内の<u>すべての</u>生果実に対する<u>植物検疫</u>証明書の発給を直ちに停止することを通知するとともに、既に<u>植物検疫</u>証明書が交付された荷口については、台湾植物検疫当局からモモシクイガを発見した旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に船舶(航空機)に積載される場合に限り、輸出が認められることを併せて通知するものとする。また、通知を受けた都道府県は都道府県内の<u>すべての</u>登録選果こん包施設にその旨を通知するものとする。 (2) 植物防疫所長等は、前項の都道府県に対して、都道府県内の<u>すべての</u>登録選果こん

施設及び登録生産園地の登録を一時的に取り消すことを通知するとともに、都道府県に対してモモシクイガ寄生果実が発見された原因究明及び改善措置について報告させるものとする。 (3) 都道府県から(2)の報告を受けた植物防疫所長等は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて<u>植物防疫課長</u>に報告するものとし、<u>植物防疫課長</u>は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。 (4) <u>植物防疫課長</u>は、台湾植物検疫当局から<u>輸出停止措置</u>の解除の通知を受けた場合は、植物防疫所長等に対し、モモシクイガの発見された荷口を選果した選果こん包施設及びその登録生産園地を除き、選果こん包施設及び生産園地の再登録を行い、その旨を都道府県に通知するように命ずるものとする。 (5) 植物防疫所長等が(4)の再登録を行うに<u>当たって</u>モモシクイガの発見された荷口を選果した登録選果こん包施設及びその登録生産園地については、次の輸出年度以降に再登録することとする。	施設及び登録生産園地の登録を一時的に取り消すことを通知するとともに、都道府県に対してモモシクイガ寄生果実が発見された原因究明及び改善措置について報告させるものとする。 (3) 都道府県から前項の報告を受けた植物防疫所長等は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて<u>消費・安全局長</u>に報告するものとし、<u>消費・安全局長</u>は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。 (4) <u>消費・安全局長</u>は、台湾植物検疫当局から<u>暫定輸出禁止措置</u>の解除の通知を受けた場合は、植物防疫所長等に対し、モモシクイガの発見された荷口を選果した選果こん包施設及びその登録生産園地を除き、選果こん包施設及び生産園地の再登録を行い、その旨を都道府県に通知するように命ずるものとする。 (5) 植物防疫所長等が前項の再登録を行うに<u>あたって</u>モモシクイガの発見された荷口を選果した登録選果こん包施設及びその登録生産園地については、次の輸出年度以降に再登録することとする。
2 輸出年度において2回目の<u>発見報告を受けた場合</u> (1) 植物防疫所長等は、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った登録選果こん包施設の責任者及び全都道府県に対して、台湾向け生果実に対する<u>全ての合格</u>証明書の発給を直ちに停止することを通知するとともに、既に輸出検査が終了し<u>合格</u>証明書が交付された荷口については、台湾植物検疫当局からモモシクイガの発見した旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に船舶(航空機)に積載される場合に限り、輸出が認められることを併せて通知するものとする。また、通知を受けた各都道府県は都道府県内の<u>全ての</u>登録選果こん包施設にその旨を通知するものとする。 (2) 植物防疫所長等は、各都道府県に対して<u>全ての</u>登録選果こん包施設及び登録生産園地の登録を取り消すことを通知するとともに、モモシクイガが発見された生果実が生産された都道府県に対して、モモシクイガ寄生果実が発見された原因究明及び改善措置について報告させるものとする。 (3) 都道府県から(2)の報告を受けた植物防疫所長等は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて<u>植物防疫課長</u>に報告するものとし、<u>植物防疫課長</u>は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。 (4) <u>植物防疫課長</u>は、台湾植物検疫当局から輸出停止措置の解除の通知を受けた場合は、植物防疫所長等に対し、モモシクイガの発見された荷口を選果した選果こん包施設及びその登録生産園地を除き、選果こん包施設及び生産園地の再登録を行い、その旨を都道府県に通知するように命ずるものとする。 (5) 植物防疫所長等が(4)の再登録に<u>当たって</u>モモシクイガの発見された荷口を選果した登録選果こん包施設及びその登録生産園地については、次の輸出年度以降に再登録することとする。	2 輸出年度において2回目の報告が<u>あった場合</u> (1) 植物防疫所長等は、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った登録選果こん包施設の責任者及び全都道府県に対して、台湾向け生果実に対する<u>すべての植物検疫</u>証明書の発給を直ちに停止することを通知するとともに、既に輸出検査が終了し<u>植物検疫</u>証明書が交付された荷口については、台湾植物検疫当局からモモシクイガの発見した旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に船舶(航空機)に積載される場合に限り、輸出が認められることを併せて通知するものとする。また、通知を受けた各都道府県は都道府県内の<u>すべての</u>登録選果こん包施設にその旨を通知するものとする。 (2) 植物防疫所長等は、各都道府県に対して<u>すべての</u>登録選果こん包施設及び登録生産園地の登録を取り消すことを通知するとともに、モモシクイガが発見された生果実が生産された都道府県に対して、モモシクイガ寄生果実が発見された原因究明及び改善措置について報告させるものとする。 (3) 都道府県から前項の報告を受けた植物防疫所長等は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて<u>消費・安全局長</u>に報告するものとし、<u>消費・安全局長</u>は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。 (4) <u>消費・安全局長</u>は、台湾植物検疫当局から輸出停止措置の解除の通知を受けた場合は、植物防疫所長等に対し、モモシクイガの発見された荷口を選果した選果こん包施設及びその登録生産園地を除き、選果こん包施設及び生産園地の再登録を行い、その旨を都道府県に通知するように命ずるものとする。 (5) 植物防疫所長が前項の再登録に<u>あたって</u>モモシクイガの発見された荷口を選果した登録選果こん包施設及びその登録生産園地については、次の輸出年度に<u>以降</u>に再登録することとする。
第1号様式 [略]	第1号様式 [略]
第2号様式 [略]	第2号様式 [略]
第3号様式 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧表 List of packing house of fruits for Taiwan	

(別紙)

選果こん包施設 コード Packing house Code	都道府県 Prefecture	選果こん包 施設名 Name of Packing house	選果生果実 Name of fruits	所在地 Address	<u>夜間作業 の有無</u> <u>Nighttime operation</u> <u>(Yes or No)</u>

第3号様式

台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧表
List of packing house of fruits for Taiwan

選果こん包施設 コード Packing house Code	都道府県 Prefecture	選果こん包 施設名 Name of Packing house	選果生果実 Name of fruits	所在地及び 連絡先 Address and Phone number	責任者氏名 Name of person in charge

第4号様式 [略]

第4号様式 [略]

第5号様式

第5号様式

To Taiwan

果実の名称	
-------	--

果実の名称	
-------	--

<table><tr><td>都道府県名</td><td></td></tr><tr><td>選果施設名又は 施設コード</td><td></td></tr></table> ※ 大きさは横幅8cm以上とする。 <u>様式内に規定項目以外の記載をしないこと。</u>	都道府県名		選果施設名又は 施設コード		<table><tr><td>都道府県名</td><td></td></tr><tr><td>選果施設名又は 施設コード</td><td></td></tr></table> ※ 大きさは横幅15cmを目安とする。	都道府県名		選果施設名又は 施設コード	
都道府県名									
選果施設名又は 施設コード									
都道府県名									
選果施設名又は 施設コード									
第6号様式 [略]	第6号様式 [略]								